

令和2年度 狂犬病予防集合注射を実施します

生後91日以上の犬には、狂犬病予防法により犬の登録（生涯1度）と狂犬病予防注射（年1回）が義務付けられています。飼い主の方は、犬の登録および予防注射を必ず行いましょう。



日時等▼右表のとおり

費用▼▽新たに登録する犬…6,550円/頭 ▽登録済みの犬…3,550円/頭 ※釣り銭のないようお願いいたします。

その他▼▽すでに登録済みの場合は、予防注射を受ける際、村から郵送される「犬の登録(予防注射済票交付)申請書」の問診欄に必要事項を記入の上、実施場所へお持ちください。▽右記の日程で受けられない場合は、かかりつけの動物病院で受けてください。

| 期日 | 時間 | 実施場所 |
|--------------|---------------|---------------|
| 4月24日 (金) | 9:00 ~ 9:15 | 石神コミュニティセンター |
| | 9:25 ~ 9:35 | 外宿2区自治会集会所 |
| | 9:45 ~ 9:55 | 亀下区自治会集会所 |
| | 10:05 ~ 10:20 | 白方コミュニティセンター |
| | 10:30 ~ 10:45 | 真崎コミュニティセンター |
| | 10:55 ~ 11:05 | 舟石川3区自治会集会所 |
| | 11:20 ~ 11:35 | 船場区自治会集会所 |
| 4月25日 (土) | 9:00 ~ 9:10 | 照沼区自治会集会所 |
| | 9:20 ~ 9:30 | 村松コミュニティセンター |
| | 9:40 ~ 9:50 | 川根区自治会集会所 |
| | 10:00 ~ 10:20 | 中丸コミュニティセンター |
| | 10:30 ~ 10:40 | 南台区自治会集会所 |
| | 10:55 ~ 11:10 | 舟石川コミュニティセンター |
| | 11:20 ~ 11:40 | 役場庁舎 |



狂犬病予防 Q&A

1 「狂犬病」ってどんな病気なの？

狂犬病は、人を含む全ての哺乳類に感染する病気です。人への感染は、狂犬病ウイルスを持つ動物(主に犬)にかまれ、唾液からウイルスが体内に入るケースが多く、発症すると100パーセント死に至るといわれています。

2 日本で発生する恐れはあるの？

現在日本で狂犬病の発生は見られていませんが、韓国や中国などのアジア地域を含め、世界中で年間約5万人が感染し、死亡しています。

ウイルスを持っているネズミやコウモリ等の小型野生動物が外国船を經由して侵入することもあるため、日本でも狂犬病が発生する危険性は高まっています。

3 室内犬は予防注射をしなくても大丈夫？

室内犬も小型野生動物と接触する恐れは十分にありま。普段おとなしい犬でも、狂犬病に感染すると、“目の前のものにかみつく”などの症状が現れます。そのとき最初に被害に遭う可能性があります。

るのは飼い主です。愛犬と飼い主自身の命を守るためにも、必ず予防注射を受けましょう。

4 予防注射以外で大切なことは？

犬の登録をすると「鑑札」が、予防注射をすると「注射済票」が交付されます。これらには番号が刻まれていて、首輪等に付けることが義務付けられています。※行政機関が迷子の犬を保護した際は、この情報を基に連絡等を行います。

また県では、犬一頭の予防注射につき「門標」を1枚交付しています。法を遵守している証明として、玄関前などの来客から見える場所に掲示してください。



▲鑑札



▲注射済票



▲門標

迷子のペット情報を公開しています！

村公式ホームページや役場掲示板(役場行政棟1階 総合案内付近)では、村が保護している犬や住民の方が保護または探しているペットの情報をご覧いただけます。茨城県動物指導センターの「迷い犬・猫情報」と併せてご覧ください。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県動物指導センター(☎0296-72-1200)

掲載している情報は3月16日時点のものです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止・延期などを行う場合があります。